

国民健康保険限度額適用・標準負担額認定証の申請について

「限度額適用認定証（または、限度額適用・標準負担額減額認定証）」を医療機関で提示すると窓口で支払う医療費が限度額までとなります。

限度額は、所得区分によって異なります。交付を希望される方は、住民生活課で申請をしてください。（区分によっては、交付が必要ない場合もあります。）

○持参いただくもの

- ・国民健康保険世帯主の方の印鑑（認印で結構です）
- ・保険証

○申請場所

- ・岩美町役場 住民生活課（本庁舎 1 階）

自己負担限度額について

平成 30 年 8 月から、70 歳以上 75 歳未満の方の自己負担限度額が以下のとおりとなりました。70 歳未満の方の自己負担限度額については、これまでどおり変更ありません。

【70 歳以上 75 歳未満の方の自己負担限度額（月額）】

区分	外来（個人単位）の限度額	外来＋入院（世帯単位）の限度額
課税所得 690 万円以上 （現役並みⅢ）	252,600 円＋（医療費の総額－842,000 円）× 1 %	【140,100 円】
課税所得 380 万円以上 690 万円未満 （現役並みⅡ）	167,400 円＋（医療費の総額－558,000 円）× 1 %	【93,000 円】
課税所得 145 万円以上 380 万円未満 （現役並みⅠ）	80,100 円＋（医療費の総額－267,000 円）× 1 %	【44,400 円】
一般	18,000 円 （年間上限額 144,000 円）*	57,600 円 【44,400 円】
低所得Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得Ⅰ	8,000 円	15,000 円

*年間上限額は、8 月から翌 7 月までの累計額に対して適用されます。

所得とは、「基礎控除後の総所得金額等」のことです。

表の【 】内は、過去 1 年間に 4 回以上該当した場合の 4 回目以降（多数回該当）の限度額です。

75 歳到達月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ 2 分の 1 になります。

【70歳未満の人の自己負担限度額（月額）】

	区 分	自己負担限度額
	所得	
住民税課税世帯	901万円超(区分ア)	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1% 【140,100円】
	600万円超 901万円以下 (区分イ)	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1% 【93,000円】
	210万円超 600万円以下 (区分ウ)	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1% 【44,400円】
	210万円以下(区分エ)	57,600円 【44,400円】
	住民税非課税世帯(区分オ)	35,400円 【24,600円】

所得とは、「基礎控除後の総所得金額等」のことで。

表の【 】内は、過去1年間に4回以上該当した場合の4回目以降（多数回該当）の限度額です。

入院したときの食事代について

入院したときの食事代は、診療にかかる費用とは別に、1食分として以下の標準負担額を自己負担して、国保が負担します。

住民税課税世帯（下記以外の人）		460円
住民税非課税世帯	90日までの入院	210円
低所得Ⅱ	過去12か月で90日を超える入院	160円
低所得Ⅰ		100円

住民税非課税世帯と低所得Ⅰ・Ⅱの方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」か「標準負担額減額認定証」が必要です。